

平成30年7月31日

【照会先】

近畿厚生局管理課

課長 江木 寛之

電話 06-6942-2248

近畿厚生局総務課

課長 茂田 誠司

電話 06-6942-2241

## 医療法人の定款変更認可申請書等の誤廃棄について

近畿厚生局（局長 塚原太郎）は、医療法人の定款変更認可申請書等の行政文書の誤廃棄について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講ずることとしました。

関係の皆様にご迷惑をおかけすることとなりましたことを深くお詫びいたしますとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1. 事案の概要

- 平成29年12月、行政文書ファイル管理簿の更新作業において、所在が確認できない文書が発生。
- 調査の結果、平成29年に書庫整理を行った際に、本来保有しておくべき医療法人の定款変更認可申請書等を廃棄していたことが判明。

### 2. 主な原因

保存期間の誤認及び文書廃棄時における確認不足が誤廃棄の原因と考えられる。

### 3. 関係者への説明及び誤廃棄文書の回復

- 該当の医療法人に対し、本件誤廃棄について説明をし、謝罪した。
- 医療法人に係る定款変更認可申請書等については、府県又は該当の医療法人に誤廃棄した申請書の副本等が保存されている場合は、その写しの提供について協力を依頼し、行政文書の回復に努める。

### 4. 再発防止策

様々な機会を捉え、職員に対し行政文書管理の重要性の意識づけを行い、行政文書の適切な管理方法を徹底するとともに廃棄時における事務処理手順等について確認の徹底を図る。